

平成30年2月23日

厚生労働省医政局医療経営支援課

【ご質問】

医療法人の理事長要件に関し、厚生労働省が東京都の運用を認めていることについて、技術的助言との関係でどのような整理になるか。

自治体の独自の運用により、2年間の理事経験でも医療審議会の個別の意見聴取をせずに理事長就任が可能であり、厚労省がその運用を認めているのであれば、特区で措置された事項は既に全国展開と同じような状況にあると考えられるのではないか

【厚生労働省からの回答】

- 医療法人における非医師理事長要件については、「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について（昭和61年6月26日健政発第410号厚生省健康政策局長通知）」において、候補者の略歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適切かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる場合には、あらかじめ医療審議会の意見を聴いた上で、都道府県知事の認可が行われるものである旨の技術的助言（以下単に「技術的助言」という。）を行っている。

- 厚生労働省としては、東京都の運用は、以下の理由により技術的助言の範囲内であると考えている。
 - ・ 医療審議会の意見を聴いたものとみなす類型については、事前に医療審議会に諮って定めていること
 - ・ 当該類型については、「候補者の略歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適切かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる」ことの確認が可能な基準とされていること

- 一方、国家戦略特別区域法第14条の2は、医療法人の運営の柔軟性を高め、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、認可の申請に係る理事が2年以上医療法人の理事としての経験を有するものであるときには認可することを基本とするものである。すなわち、医療法人の運営の柔軟性を高めることが制度趣旨である以上、技術的助言において求める「候補者の略歴、理事会構成等を総合的に勘案し、適切かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる」ことについて、一定の緩和がされているのであるから、これと同様の内容を都道府県の運用基準とすることはできない。

以上